

監査委員公表第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、定期監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり国東市長等から通知がありましたので、公表します。

令和 7年12月12日

国東市監査委員 徳部 吉昭

国東市監査委員 宮園 正敏

1 監査実施日

令和6年9月20日～令和7年3月24日

2 対象機関

総務課（選挙管理委員会含む）、財政課、会計課、教育総務課、社会教育課

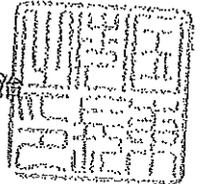
3 監査の種別

定期監査及び行政監査

国東市監査委員 徳 部 吉 昭 様

国東市監査委員 宮 園 正 敏 様

国東市長 松 井 督 治



定期監査及び行政監査結果に対する措置結果の報告について

令和6年度定期監査及び行政監査に対する措置結果を別紙のとおり報告します。

・監査対象機関 総務課（選挙管理委員会含む）

指摘又は提言事項（監査意見）	措置結果（回答）
<p>【旅費等の支払方法について】</p> <p>旅費に関連していくつかの誤った事務処理が確認された。</p> <p>一つめとして、出張に伴い移動を公用車で行う予定で、宿泊、フェリー代と合わせて旅行会社に依頼し、公用車乗船のフェリー代も含め旅行者が全額立替払を行った事例があった。旅行後、旅費部分は通常払口座振込で旅行者本人を債権者とし支払がなされたが、使用料及び賃借料となる公用車乗船のフェリー代については、通常払窓口（現金）で旅行会社を債権者として支払が行われ、実際は旅行者本人が受け取れるように行った処理と思われる。</p> <p>地方公共団体の支出は、地方自治法第232条の5第2項により、「資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地又は口座振替」の方法によってこれを行うことができる。6つの支払に限定されており、立替払はこの6つに含まれておらず、「非常災害時で前渡金の用意が困難である場合を除き、私費による立替払は認められていない」と解されている。</p> <p>支出とは、地方公共団体が、その事務等を処理するために必要な経費を支弁することをいい（自治法第232条）、支出の原因となる契約その他の行為（支出負担行為）とその支出負担行為に基づいて現金を支払う行為（支出命令、支払）の二つの意味を包括している。</p> <p>立替払は現行法上認められていないが、立替払の制度が認められていないのは、①法令違反の支出であること、②予算額を超えて支出するおそれがあること、③支払の必要性の判断が十分なされないままに支出がなされるおそれがあること、④予算執行職員としての権限と責任をもった者でない場合があり、予算執行職員の制度を設けた趣旨を無意味とすること、⑤立替払をした職員の請求に基づく金額の確認が困難であることなどによるものとされている。これらの経費を立替払しないためには、資金前渡の方法によるのが適当であると考えられる。</p> <p>二つめとして、旅行後、通常払窓口（現金）で旅行者本人を債権者として支払がなされたが、添付書類に旅行会社の領収書ではなく請求書が添付されており、確認したところ、起票時点では支払が終わっておらず、会計課からの支払後に旅行会社へ振込をしており、振込んだことを証する書類の確認ができない（電子決済上記録が残らない。）事例があった。</p> <p>国東市職員等の旅費に関する条例（旅費の請求手続）第14条第1項に</p>	<p>旅行命令・費用弁償マニュアルにおいて、県外出張の際、支出命令への添付書類の必要項目の追加及び原則概算払いにより事前に旅費の支給を受けるよう、令和7年4月1日付で改訂を行い、同日の管理職会議及び掲示板で職員へ周知済み。</p>

指摘又は提言事項（監査意見）	措置結果（回答）
<p>「旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうち、書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支払を受けることができない。」とあるが、ここで言う「所定の請求書に必要な資料を添えて」とは、旅行者が会計管理者に対して行う請求書に必要な資料で、この場合であれば、「旅行会社等に現に支払ったことを証する領収書等を添えて」と解釈するのが適当であると判断し、それが提出されなかった場合は支払を受けることができないと思われる。</p> <p>二つの事例に共通することは、通常払の方法であったために、会計課が審査を行う時点では既に旅行が終了しており、誤り等に気づいても他に手立てがなく、どちらとも適切な処理ができなかったと推察される。</p> <p>事務処理の煩雑さや今回のような不適切な処理を未然に防ぐ上で、チェック機能を強化するという観点からも、旅費については原則概算払によるのが適当であると考えられる。また、今後は両課で協議を行い、それぞれの規則、マニュアル等の整合性を図り、適正な事務処理に努められたい。</p>	
<p>【県内出張の宿泊について】</p> <p>研修会開催案内（公文書）に意見交換会等の明記がないが、担当者宛てメールにて有志による意見交換会案内があった大分市への県内出張（研修会は1日のみ）に対し、宿泊及び2日間の日当を支出している事例があった。その一方で同課において、別の職員が大分市で開催された1日の会議に出張しその後開催された意見交換会にも参加したが、1日分の日当のみ支出している事例があった。また、研修会開催案内（公文書）ではなく日程表の添付のみで宿泊及び2日間の日当を支出している事例も見受けられた。</p> <p>旅行命令・費用弁償等マニュアルでは、県内であっても宿泊が認められる場合があり、その場合は、「宿泊料を支給することとなるので領収書を添付し、会議等の開催通知書や日程表等を必要に応じて添付すること」となっている。</p> <p>このように具体的な基準が明記されたものになっていないので、どこまでが認められているのか判断しがたい。現時点においては管理職判断に委ねられている状況と推察される。</p> <p>同じような事例でありながら担当者や管理職の判断により取扱いに差異が生じていることは、適正ではないと思われるので、総務課と会計課にあっては判断基準を既存マニュアル等に追記整備し、関連するマニュアル等の改正を行い、適正な執行をしていただきたい。</p>	<p>旅行命令・費用弁償マニュアルにおいて、懇親会後の宿泊料に関する項目を追加する改訂を令和7年4月1日付で行い、同日の管理職会議及び掲示板で職員へ周知済み。</p>

国財第 0620001 号
令和 7 年 6 月 20 日

国東市監査委員 徳 部 吉 昭 様

国東市監査委員 宮 園 正 敏 様

国東市長 松 井 督 治



定期監査及び行政監査結果に対する措置結果の報告について

令和 6 年度定期監査及び行政監査に対する措置結果を別紙のとおり報告します。

・監査対象機関 財政課

指摘又は提言事項 (監査意見)	措置結果 (回答)
<p>【行政財産の目的外使用料の調定期間について】 行政財産の目的外使用許可期間が令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの使用料について、使用許可書は令和 5 年 3 月末に送付しているが、納期が令和 5 年度末としている関係で、収入調定行為伺書兼収入命令書の起票日 (調定日) 及び収入命令日が令和 6 年 2 月 29 日のように年度末に近づいてから処理をしている事例や使用許可期間が令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までのように複数年許可を行っている使用料の起票日 (調定日) 及び収入命令日が令和 6 年 11 月 1 日のように年度当初になっていない事例が見受けられた。</p> <p>いずれも国東市会計規則第 11 条第 1 項「収入命令権者は、歳入を調定したときは、納期限の 10 日前までに納入義務者に対し、納入通知書により納入を通知しなければならない。」には反しておらず、事前調定されており法令等から逸脱したものではない。しかしながら、事前調定がなされているとはいえ、国東市会計規則 (調定) 第 5 条第 1 項「収入命令権者は、歳入を収入しようとするときは、……直ちに収入の決定をしなければな</p>	<p>行政財産の使用許可に係る使用料の調定につきましては、国東市会計規則第 5 条第 1 項の規定に即し、使用許可の決定後、直ちに収入の決定、即ち調定を行うよう、是正いたします。</p> <p>当該年度当初から使用期間が許可されているもの、又は、当該年度以前から当該年度を含めて複数年の使用期間が許可されているものにつきましては、収入調定行為伺書兼収入命令書により、4 月 1 日付で調定を行います。</p>

指摘又は提言事項（監査意見）	措置結果（回答）
<p>らない。」に照らした場合、収入命令日のみに着目すれば問題ないが、収入調定行為伺書兼収入命令書は収入調定行為伺書を兼ねている以上、起票日（調定日）はいずれの場合も4月1日とするのが適当と思われる。</p> <p>調定の機能は、「調定～収納～収納未済」という経理内容の把握であり、調定日は原則、収入し得る権利の発生した日、具体的には行政処分（使用許可）の場合は使用許可日、契約の場合は契約日、補助金等にあっては交付決定の日、使用許可等の年度更新や複数年による場合は各年度の当初（4月1日）で調定を行うことが適当である。</p> <p>収入事務は支出事務に比べ扱う部署や担当者にも偏りがあり、基本的な考え方などを習得しづらいと思われる。今後財務システムの標準化も図られていく中で適応していくためにも、こうした原則論を理解したうえで事務処理を行うことを大切にされたい。</p>	

国東市監査委員 徳部吉昭様

国東市監査委員 宮園正敏様

国東市長 松井 督 滄



定期監査及び行政監査結果に対する措置結果の報告について

令和 6 年度定期監査及び行政監査に対する措置結果を別紙のとおり報告します。

・ 監査対象機関 会計課

指摘又は提言事項（監査意見）	措置結果（回答）
<p>収入調定行為何書等の添付資料及び調定の整理時期について（国庫支出金及び県支出金）</p> <p>令和 5 年度の国庫支出金及び県支出金に係る「収入調定行為何書兼収入命令書」の添付書類について、添付書類が全く添付されていないもの（備考欄に算定額の記載はあるものの決定通知等添付書類なしを含む）が 578 件中 21 件確認された。また、調定額の確認に足る添付書類（内訳表等）が不十分なものも多数散見された。</p> <p>国東市会計規則第 5 条第 4 項によれば、「収入調定行為何書には、調定の根拠及び計算の基礎を明らかにした書類その他必要な書類を添えなければならない。」と規定されており、電子決裁事務マニュアルにおいては、国庫支出金及び県支出金の添付書類は「交付決定通知書」と明記されている。</p> <p>同じく令和 5 年度の国庫支出金及び県支出金に係る「収入調定行為何書兼収入命令書」の起票日（調定日）について、起票日（調定日）が交付決定時若しくは通知を受けた日になっていない事例が、578 件中 490 件確認された。</p> <p>このうち変更交付決定がある場合において、当初の交付決定時に直ちに起票せず変更交付決定時に初めて調定を起票している事例が多く見られた。また、額の確定通知の日付、一部請求でないが請求書の日付、交付申請日、単に調定を起票した日等の起票日（調定日）が統一されていない状況であった。</p> <p>電子決裁事務マニュアル（P7）では、国庫支出金及び県支出金の調定を整理する時期は、「交付決定時（通知を受けた日）」、「【原則】交付決定を受けたときに調定（収入調定行為何書兼収入命令書）」、ただし、「変更交付決定がある場合は、変更交付決定時に増減額を調定」「一部を請求する場合は請求額でその都度調定」と一定のルールが記載されている。</p> <p>このように、会計規則や電子決裁事務マニュアルに沿った事務処理が行えていない背景には、単に担当者等の確認不足といった理由だけでなく、二つの原因があるのではないかと考えられる。</p> <p>まず、一つめとして、収入を受け入れることがない、あるいはその頻度が低い職場も多いことなど、各課長等を含む職員の収入事務（決裁権限等も含む）に対する理解が支出事務と比べて不足していたり、不慣れであることが挙げられる。</p> <p>具体的には、先に挙げた添付書類や起票日（調定日）の他、会計規則第 10 条において、課長等（収入命令権者）は、歳入を調定したときは、直ちに会計管理者等に対し、収入命令を発しなければならぬ旨を定めていることから、調定については課長等（収入命令権者）の権限であ</p>	<p>添付書類及び起票日（調定日）については、これまでも、会計事務マニュアル及び電子決裁マニュアルに記載していましたが、今回の指摘を受けて、不足していると思われる部分に加筆修正し、令和 7 年 4 月 1 日にサイボウズ掲示板にて周知し、同日の全体管理職会議にて各マニュアル改訂について職員への周知をお願いしました。</p> <p>次に、調定については課長等（収入命令権者）の権限であり、会計管理者は通知を受けるのみで、審査・確認の権限について規定はなく、歳出のように審査・確認するようにはなっていないことの周知が十分されておらず、収入事務に不備があれば会計課から指導があるはずだという誤った認識が影響しているという点については、会計事務マニュアル 21 ページに、収入調定に関しては、会計課での審査・確認は行わない旨を明記しました。</p> <p>財務会計システムについては、予算が伴うことであり、現在運用しているシステムは、令和 11 年 7 月 31 日まででサポート終了することとなっているため、次期システムの導入に際して、本来あるべき収入事務の流れに即したものになるようにシステムを選定する必要があると考えます。よって、会計課内の懸案事項として、次期システム導入では、この点に十分に配慮するよう引き継いでいきます。</p> <p>ここまで記述したとおり、会計事務マニュアル及び電子決裁マニュアルを改訂し、令和 7 年 4 月 1 日にサイボウズ掲示板及び全体管理職会議にて各マニュアル改訂について職員への周知をお願いしましたが、6 月に至っても、収入調定を整理する時期等が不適切な案件や収入年度の誤り等が散見しております。このことは、収入命令権者である担当課長までの決裁の過程が十分なチェック機能をはたしていないことと推察します。また、掲示板等での周知だけでは不十分であることも示していると思います。よって、早期に、管理職会議等を利用して、収入命令権者である管理職への実務説明（研修）を行いたいと思います。併せて、今後についても、毎年、時期を定めて管理職向け研修会等の開催に努めます。</p>

指摘又は提言事項（監査意見）	措置結果（回答）
<p>り、会計管理者は通知を受けるのみで、審査・確認の権限について規定はない。即ち会計管理者は合議を受けることはあっても歳出のように審査・確認するようにはなっていないことの周知が十分されておらず、収入事務に不備があれば会計課から指導があるはずだという誤った認識が影響しているように思われる。</p> <p>各課長等は、歳入徴収者及び収支命令者として、調定内容等を適切に確認するとともに、職場内におけるチェック体制を構築し、同様の誤りが繰り返されることのないよう当該規則等に沿った事務処理に努められたい。</p> <p>二つめに、現在使用している財務システムが、本来あるべき収入事務の流れに即したもになっていないということが挙げられる。</p> <p>具体例として、電子マニュアルでは「変更交付決定がある場合は、変更交付決定時に増減額を調定」とあるにも関わらず、当初の交付決定時に直ちに起票せず変更交付決定時に初めて調定を起票している背景には、消込を行う際の煩雑さ故に行っている慣例があつて、本来あるべき事務処理に添えていないと思われる。その結果事務処理に統一性がなく、職員もどのように処理するのが適切なかの判断に迷うことも多いのではないかと推察される。</p> <p>しかしながら、財務システムの部分的解決は容易ではなく、将来的に財務システムの標準化が図られていく中で解消されることを願うところであるが、このような状況を、職員一人一人が結果だけでなく何故そのような事務処理をするのかという過程を正しく理解して事務処理を行わなければ、不完全な情報伝達にとどまり、後進育成に影響が与えることが懸念される。</p> <p>会計課にあつては、マニュアル等の見直しを行うと共に、そうした過程についても必ず説明し、事務処理自体が職員にとって過度な負担とならないよう実情に即した形で、課長等決裁を行う職員向けに財務に係る実務研修を開催していただきたい。</p>	
<p>【旅費等の支払方法について】</p> <p>旅費に関連していくつかの誤った事務処理が確認された。</p> <p>一つめとして、出張に伴い移動を公用車で行う予定で、宿泊、フェリー代と合わせて旅行会社に依頼し、公用車乗船のフェリー代も含め旅行者が全額立替払を行った事例があつた。旅行後、旅費部分は通常払口座振込で旅行者本人を債権者とし支払がなされたが、使用料及び賃借料となる公用車乗船のフェリー代については、通常払窓口（現金）で旅行会社を債権者として支払が行われ、実際は旅行者本人が受け取れるように行った処理と思われる。</p> <p>地方公共団体の支出は、地方自治法第232条の5第2項により、「資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地又は口座振替」の方法によってこれを行うことができる。3つの支払に限定されており、立替払はこの3つに含まれておらず、「非常災害時で前渡金の用意が困難である場合を除き、私費による立替払は認められていない」と解されている。</p> <p>支出とは、地方公共団体が、その事務等を処理するために必要な経費を支弁することをいい（自治法第232条）、支出の原因となる契約そのものの行為（支出負担行為）とその支出負担行為に基づいて現金を支払う行為（支出命令、支払）の二つの意味を包括している。</p> <p>立替払は現行法上認められていないが、立替払の制度が認められていないのは、①法令違反の支出であること、②予算額を超えて支出するおそれがあること、③支払の必要性の判断が十分なされないままに支出がなされるおそれがあること、④予算執行職員としての権限と責任をもった者でない場合があり、予算執行職員の制度を設けた趣旨を無意味とすること、⑤立替払をした職員の請求に基づく金額の確認が困難であることなどによるものとされている。これらの経費を立替払しないためには、資金前渡の方法によるのが適当であると考えられる。</p> <p>二つめとして、旅行後、通常払窓口（現金）で旅行者本人を債権者として支払がなされたが、添付書類に旅行会社の領収書ではなく請求書が添付されており、確認したところ、起票時点では支払が終わっておらず、会計課からの支払後に旅行会社へ振込をしており、振込んだことを証する書類の確認ができない（電子決裁上記録が残らない。）事例があつた。</p> <p>国東市職員等の旅費に関する条例（旅費の請求手続）第14条第1項に「旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうち、書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支払を受けることができない。」とあるが、ここで言う「所定の請求書に必要な資料を添え</p>	<p>旅費等の支払い方法については、ご指摘のとおり、不適切な処理を未然に防ぐ等の観点からも、原則概算払によることが適当であると考えます。よって、令和7年4月1日に、総務課においては、旅行命令及び費用弁償等マニュアルを改訂し、日当のみの場合を除き、原則概算払いとし事前に旅費の支給を受けることとしています。また、会計課においても、電子決裁マニュアル4ページを改訂し、出張にともなう使用料等は資金前渡とすること、概算払いについては精算を要すること、添付書類には領収書等を明記しました。</p> <p>今後は、改訂したマニュアルを基本として処理されるように、伝票審査を徹底します。</p>

指摘又は提言事項（監査意見）	措置結果（回答）
<p>て」とは、旅行者が会計管理署に対して行う請求書に必要な資料で、この場合であれば、「旅行会社等に現に支払ったことを証する領収書を添えて」と解釈するのが適当であると判断し、それが提出されなかった場合は支払を受けることができないと思われる。</p> <p>二つの事例に共通することは、通常払の方法であったために、会計課が審査を行う時点では既に旅行が終了しており、誤り等に気づいても他に手立てがなく、どちらとも適切な処理ができなかったと推察される。</p> <p>事務処理の煩雑さや今回のような不適切な処理を未然に防ぐ上で、チェック機能を強化するという観点からも、旅費については原則概算払によるのが適当であると考えられる。また、今後は両課で協議を行い、それぞれの規則、マニュアル等の整合性を図り、適正な事務処理に努められたい。</p>	
<p>【県内出張の宿泊について】</p> <p>研修会開催案内（公文書）に意見交換会等の明記がないが、担当者宛てメールにて有志による意見交換会案内があった大分市への県内出張（研修会は1日のみ）に対し、宿泊及び2日間の日当を支出している事例があった。その一方で同課において、別の職員が大分市で開催された1日の会議に出張しその後開催された意見交換会にも参加したが、1日分の日当のみ支出している事例があった。また、研修会開催案内（公文書）ではなく日程表の添付のみで宿泊及び2日間の日当を支出している事例も見受けられた。</p> <p>旅行命令・費用弁償等マニュアルでは、県内であっても宿泊が認められる場合があり、その場合は、「宿泊料を支給することとなるので領収書を添付し、会議等の開催通知書や日程表等を必要に応じて添付すること」となっている。</p> <p>このように具体的な基準が明記されたものになっていないので、どこまでが認められているのか判断しがたい。現時点においては管理職判断に委ねられている状況と推察される。</p> <p>同じような事例でありながら担当者や管理職の判断により取扱いに差異が生じていることは、適正ではないと思われるので、総務課と会計課にあっては判断基準を既存マニュアル等に追記整備し、関連するマニュアル等の改正を行い、適正な執行をしていただきたい。</p>	<p>県内出張の宿泊の判断基準の明確化については、総務課においては、旅行命令及び費用弁償等マニュアルを改訂し、3ページに判断基準を明記しています。それにともない、会計課においては、電子決裁マニュアル4ページに添付書類として、公文書等の写しを明記しました。</p> <p>今後は、改訂したマニュアルを基本として処理されるように、伝票審査を徹底します。</p>

国東市監査委員 徳部吉昭様

国東市監査委員 宮園正敏様

国東市教育長 岩光一 郎



定期監査及び行政監査結果に対する措置結果の報告について

令和6年度定期監査及び行政監査に対する措置結果を別紙のとおり報告します。

・監査対象機関 教育総務課

指摘又は提言事項（監査意見）	措置結果（回答）
<p>【教育委員会の補助金交付要綱の制定について】</p> <p>令和6年度の補助金に関する調の監査を進める中で教員委員会部局の補助金交付要綱について、発令形式が「教育委員会告示第〇〇号」となっている補助金交付要綱が見受けられた。</p> <p>地方自治法第149条では長が担当する主な事務が示され、その中には「予算の執行」（同条第2号）が挙げられており、予算執行権については長に専属することとなっている。同法第180条の6第1号の規定により、教育委員会等の行政委員・行政委員会については、予算を執行する権限を持っていないとされている。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第22条第6号の規定により、教育委員会の所掌事務に関する予算の執行権者が地方公共団体の長であるとされている。</p> <p>つまり、補助金の交付は、「予算の執行」であるので、教育委員会所管の事務に関係するものであっても、補助金交付要綱は原則として長が制定するものであると読み取れる。ただし、地方自治法第180条の2の規定により、事務を長から教育委員会に「委任」していれば、教育委員会が補助金交付要綱を制定できるとも解釈が可能である。</p> <p>「国東市事務委任等規則第3条」において教育委員会に対する委任事務が規定されているが、事務委任されていない事務に係る補助金交付要綱も、教育委員会部局で制定、告示され、補助金が支出されている事例があった。</p> <p>今後は補助金交付要綱等を確認するとともに、法規担当課と協議し、適切に対応していただきたい。</p>	<p>教育委員会の補助金交付要綱の制定について</p> <p>教育総務課における補助金のうち教育委員会部局で告示されているものに「国東市小中学校閉校記念事業補助金交付要綱」（平成19年10月26日国東市教育委員会告示第33号）があります。これは、小・中学校の統廃合により、廃校となる学校の、閉校記念事業実行委員会に対する補助金交付について定めた要綱となっております。これまで教育委員会では安岐地区、国東地区、武蔵地区、国見地区と合併以来統廃合を進め、閉校となる学校への補助金交付を「国東市事務委任規則」中「教育委員会に委任する事務」第3条別表第2の「3その他市長が必要と認める事項」として処理されていたものと考えます。教育委員会が策定した「国東市学校・園教育環境整備計画」では今後当面は統廃合の計画がないことから、改正等について法令担当課と協議し、適正な執行となるよう対応していきます。</p>

国東市監査委員 徳部吉昭様
国東市監査委員 宮園正敏様

国東市教育長 岩光 一 郎



定期監査及び行政監査結果に対する措置結果の報告について

令和6年度定期監査及び行政監査に対する措置結果を別紙のとおり報告します。

・ 監査対象機関 社会教育課

指摘又は提言事項（監査意見）	措置結果（回答）
<p>【行政財産の目的外使用料の調定期限について】</p> <p>行政財産の目的外使用許可期間が令和5年4月1日から令和6年3月31日までの使用料について、使用許可書は令和5年3月末に送付しているが、納期が令和5年度末としている関係で、収入調定行為何書兼収入命令書の起票日（調定日）及び収入命令日が令和6年2月29日のように年度末に近づいてから処理をしている事例や使用許可期間が令和3年4月1日から令和8年3月31日までのように複数年許可を行っている使用料の起票日（調定日）及び収入命令日が令和6年11月1日のように年度当初になっていない事例が見受けられた。</p> <p>いずれも国東市会計規則第11条第1項「収入命令権者は、歳入を調定したときは、納期限の10日前までに納入義務者に対し、納入通知書により納入を通知しなければならない。」には反しておらず、事前調定されており法令等から逸脱したものではない。しかしながら、事前調定がなされているとはいえ、国東市会計規則（調定）第5条第1項「収入命令権者は、歳入を収入しようとするときは、……直ちに収入の決定をしなければならない。」に照らした場合、収入命令日のみに着目すれば問題ないが、収入調定行為何書兼収入命令書は収入調定行為何書を兼ねている以上、起票日（調定日）はいずれの場合も4月1日とするのが適当と思われる。</p> <p>調定の機能は、「調定～収納～収納未済」という経理内容の把握であり、調定日は原則、収入し得る権利の発生した日、具体的には行政処分（使用許可）の場合は使用許可日、契約の場合は契約日、補助金等にあっては交付決定の日、使用許可等の年度更新や複数年による場合は各年度の当初（4月1日）で調定を行うことが適当である。</p> <p>収入事務は支出事務に比べ扱う部署や担当者にも偏りがあり、基本的な考え方などを習得しづらいと思われる。今後財務システムの標準化も図られていく中で適応していくためにも、こうした原則論を理解したうえで事務処理を行うことを大切にされたい。</p>	<p>行政財産の使用許可に係る使用料の調定につきましては、国東市会計規則第5条第1項の規定に則し、使用許可の決定後、直ちに収入の決定、即ち調定を行うよう、是正いたします。</p> <p>当該年度当初から使用期間が許可されているもの、又は、当該年度以前から当該年度を含めて複数年度の使用期間が許可されているものにつきましては、収入調定行為何書兼収入命令書により、4月1日付で調定を行います。</p>